

大口町消防団分団消防車庫の建設及び管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町消防団分団消防車庫（以下「消防車庫」という。）の建設及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(消防車庫の建設及び管理)

第2条 消防車庫の建設及び管理については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 消防車庫本体は町において建設する。ただし、建設用地については、関係地区において提供するものとし、用地に係る費用は一切関係地区の負担とする。
- (2) 消防車庫の維持管理は、関係地区の協力を得て町が行うものとする。ただし、電気料及び水道料については、関係地区の負担とする。

(建設の要望)

第3条 消防車庫の建設を要望する区の区長は、消防車庫建設要望書（様式第1）及び消防車庫建設承諾書（様式第2）を町長に提出しなければならない。

(建設の決定)

第4条 町長は、前条により、消防車庫建設要望書が提出された場合は、内容を審査し、適当であると認めたときは、建設を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、速やかに申請者に連絡するものとする。

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年10月1日から施行する。